

広島県手数料条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年八月二十九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第四十六号

広島県手数料条例施行規則の一部を改正する規則

広島県手数料条例施行規則（平成十二年広島県規則第四十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「動物取扱業登録申請手数料、動物取扱業登録更新申請手数料」を「第一種動物取扱業登録申請手数料、第一種動物取扱業登録更新申請手数料」に、「ねこ」を「猫」に改める。

第三条の表第四号の項中「ねこ」を「猫」に改める。

附 則

この規則は、平成二十五年九月一日から施行する。